

議案第30号

和解について

次のとおり和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

1 和解の相手方

(1) 相手方1

東京都文京区春日1丁目10番1号

株式会社岡田新一設計事務所

代表取締役 津嶋 功

(2) 相手方2

千葉県千葉市中央区新田町1-1

大成温調株式会社 東関東支店

執行役員支店長 河田 達夫

2 和解の内容

市並びに相手方1及び相手方2は、令和7年2月21日に確認された佐倉図書館等新町活性化複合施設（以下「夢咲くら館」という。）における排水管破損による汚水等流出（以下「本件汚水等流出事案」という。）について、その発生の原因が（仮称）佐倉図書館等新町活性化複合施設新築工事監理業務委託（令和2年10月15日契約締結）及び（仮称）佐倉図書館等新町活性化複合施設新築機械設備工事（令和2年9月8日仮契約締結）（以下「本件工事」という。）における相手方1の監理及び相手方2の施工にあることを認めた上

で、以下のとおり、合意する。

(1) 原状回復

- ① 市並びに相手方1及び相手方2は、本件汚水等流出事案により被害を受けた夢咲くら館について、本件工事において求められた機能を回復したこと（以下「本件原状回復」という。）を相互に確認する。
- ② 市は、本件原状回復に要した費用について負担しないものとする。

(2) 損害賠償

- ① 相手方1及び相手方2は、市に対し、本件汚水等流出事案に起因して市が負担した費用（光熱水費及び職員人件費をいう。）相当損害金として、金374,128円の賠償義務があることを認める。
- ② 相手方1及び相手方2は、連帯して、①の金員を本和解合意書締結の日の翌日から1か月以内に市の指定する金融機関口座に振り込んで支払うものとする。ただし、振込手数料は相手方1及び相手方2の負担とする。

(3) 寄附

- ① 相手方1及び相手方2は、本件汚水等流出事案により、令和7年2月22日から令和7年3月25日までの間、夢咲くら館が使用不能となったことについて、市及び市民に謝罪し、その意を表するため、図書を含む総額1,300,000円以上相当の備品を市に寄附するものとする。
- ② 相手方1及び相手方2は、①の図書を365冊以上寄附するものとし、当該図書を含む備品の仕様について、市と協議の上、決定するものとする。
- ③ 相手方1及び相手方2は、①の寄附を、本和解合意書締結の日の翌日から1か月以内に行わなければならない。
- ④ ①の備品の価額の算定は、市の指定する事業者の見積価格によるものとする。この場合において、見積もりに要する費用は、相手方1及び相手

方2の負担とする。

(4) 対応義務

相手方1及び相手方2は、夢咲くら館において、本和解合意書の締結後に本件汚水等流出事案に起因する不具合（本件原状回復に要した工事の施工不良に起因する不具合を含む。）が判明した場合は、民法（明治29年法律第89号）第166条第1項各号に規定する消滅時効の範囲で、これに速やかに、かつ、適切に対応する義務を負う。

(5) 清算条項

市並びに相手方1及び相手方2は、本件汚水等流出事案に関し、本和解合意書に定めるもののほか市及び相手方1の間並びに市及び相手方2の間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

(6) 疑義等の決定

本和解合意書に定めのない事項又は本和解合意書に関して疑義が生じた事項については、3者協議の上、定めるものとする。

3 経緯

令和7年2月21日、夢咲くら館において、排水管破損による汚水等流出が確認され、同月22日から同年3月25日までの間、同館は使用不能となった。また、市は、これに起因して一部費用を負担することとなった。

今般、市並びに相手方1及び相手方2の間で、本件原状回復が相互に確認されるとともに、損害賠償等についての協議が調ったことから、和解を行う。

令和8年2月24日提出

佐倉市長 西田 三十五